

南海地震対策行動計画の基本的な考え方・検討スケジュール等

1 行動計画の役割等

(1) 行動計画の役割、位置づけ

- ・高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、被害軽減の取り組みを、県の組織を挙げて、さらにしっかりと取り組んでいくため、県として事前に実施すべき対策や目標などを定めるもの
- ・条例第43条の規定に基づき作成するもので、併せて、災害対策基本法に基づく高知県地域防災計画（震災対策編）に定める基本事項を具体化するためのものとしても位置付ける

(2) 目標年次

第1期の行動計画の期間は、平成21年度から平成26年度までの6カ年。前期3年間と後期3年間に区分し、前期、後期それぞれに目標を設定。3年ごとの目標の設定が困難なものについては、単年度又は6年間を通じて目標を設定。

(3) 行動計画の対象とする範囲

地震発生時の被害軽減のための予防対策だけでなく、地震発生後の応急、復旧、復興対策の充実に向けた事前の対策も定める。特に、現時点で、着手していない重要な対策については、行動計画に位置付け、課題の整理や具体の対策の検討に努める。

(4) 行動計画の推進体制

南海地震対策推進本部の全庁的な推進体制のもとに、危機管理部で調整しながら、各部署が主体的に推進する。また、市町村と課題を共有し、連携しながら推進する。

(5) 行動計画の点検・見直し

- ・行動計画の実施状況は、南海地震対策推進本部で、毎年点検し公表する。
- ・前期での取り組み状況を踏まえて、平成24年度からの後期計画に、具体的な対策を盛り込むため、平成23年度に行動計画の見直し作業を行う。

2 行動計画への外部の意見の反映

関係団体や学識経験者等で構成する検討会、市町村等へのブロック説明会（3ブロック）、パブリックコメント（約1ヶ月間）、県議会定例委員会への説明等で出された意見を踏まえて行動計画を作成する。

3 検討スケジュール

